

令和6年度第8回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和6年10月18日(金) 午前9時30分～午前10時47分
- 2 場所 山口森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中19名)
荒瀬 澄枝、伊藤 良一、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、
小野 基之、片山 濶之、賀屋 忠之、恒富 竹司、徳田 文雄、
長尾 誠大、中川 恵美子、中野 克俊、西村 健、藤原 敏郎、
八木 学、安田 敏男、安野 正純、吉武 和子

(2)欠席委員(0名)

(3)事務局
塚本局長・政田参事・浅原副主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和6年度第8回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席19名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

片山 潤之 委員 および、

賀屋 忠之 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

はじめに、議案11ページの議案第20号および議案第21号と、議案25ページの農地法第5条の議案第42号および第43号につきましては、同一の申請人による営農型太陽光発電設備への転用に係る事案となっておりますが、農地所有者のパネル下部での営農について、他の所有農地の利用状況から営農が不十分であり、今回の申請地でも、適切な営農の継続が行われるとは現在の状況では判断できないことから、川西地区協議会において不許可が相当との結論になった旨を申請者に伝えたところ、取り下げの申し出があったため審議しないこととなります。

それでは、議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案および参考位置図を御確認ください。

議案第1号、宮野上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は28アールとなります。

議案第2号、吉敷佐畑六丁目、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は6アールとなります。

議案第3号から第12号は、申請内容が同一のため、一括して説明させていただきます。

議案第3号から第12号 名田島、有償移転です。

申請人は、農事組合法人の構成員です。

この事案の農地は、法人に収益権が設定されている農地ですが、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は、議案第3号が29アール、議案第4号が44アール、議案第5号が60アール、議案第6号が29アール、議案第7号が30アール、議案第8号が34アール、議案第9号が30アール、議案第10号が59アール、議案第11号が30アール、議案第12号が24アールとなります。

議案第13号、秋穂東、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は5アールとなります。

議案第14号、秋穂東、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は26アールとなります。

議案第15号、秋穂東、有償移転です。

申請人は、岩国市内に居住する者です。

取得後の経営面積は8アールとなります。

議案第16号、秋穂西、有償移転です。

申請人は、下関市内に居住する者です。

取得後の経営面積は2アールとなります。

議案第17号、秋穂西、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は4アールとなります。

議案第18号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は76アールとなります。

議案第19号、小郡下郷、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は125アールとなります。

議案第20号および第21号は、取り下げとなっております。

議案第22号、徳地上村、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は125アールとなります。

以上の議案20号および第21号を除く、他の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A 委員

議案第22号の地図を見ているのですが、ここは圃場整備をされているからこういう形なのでしょうか。

B 委員

ここは圃場整備やっています。

本来であれば使い勝手のいい土地なんですが、実はかなり荒れております。カズラとかセイダカアワダチソウが生えていて有効活用ができていません。これについては、地域計画を作る上で、有効活用できるような方策を今後検討して行かないといけないという考えが出ました。

今回、息子さんからお母さんに所有権を移動させる内容となっておりますが、所有者の弟さんにやってもらう形になっております。お母さんも高齢ですし、そういう状況になるようなのですが、本人たちはきちんとやりますと言われておりますが、この有効活用は地域計画で考えていく課題だろうと捉えています。

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第20号および第21号を除く、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、議案第20号および第21号を除く、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開きください。合わせて、参考位置図16ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第23号、大内矢田南三丁目、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第24号、平井、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第25号、平井、用途地域内にある第3種農地に、道路を整備するものです。

議案第26号、佐山、公共施設から近距離にある第3種農地に、駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、令和5年7月頃、農地法の許可を得ることなく駐車場として利用されているものですが、地区協議会で追認され、申請人からは今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案16ページをお開きください。合わせて、参考位置図20ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第27号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第28号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第29号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第30号、大内千坊六丁目、用途地域内にある第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第31号、吉敷中東四丁目、用途地域内にある第3種農地で、貸事業用地の敷地を拡張するものです。

議案第32号、吉田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売事務所兼倉庫を建築するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

議案第33号、平井、用途地域内にある第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第34号、周布町、用途地域内にある第3種農地で、宅地造成をするものです。

議案第35号、若宮町、用途地域内にある第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第36号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第37号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第38号、嘉川、公共施設から近距離にある第3種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第39号、嘉川、公共施設から近距離にある第3種農地に、進入路を整備するものです。

議案第40号、佐山、集团的に存在する第1種農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり許可の対象となるものです。

議案第41号、佐山、公共施設から近距離にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、令和5年7月頃、農地法の許可を得ることなく一部進入路として利用されているものですが、地区協議会で追認され、申請人からは今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

議案第42号および第43号は、はじめに御説明したとおり、取り下げとなっております。

議案第44号、阿知須、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、仮設工事事務所と駐車場を整備するものです。

また、申請人からは令和7年2月28日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

す。

以上の議案第42号および第43号を除く、他の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

C 委員

確認だけなのですが、議案第31号ですが、元々あった宅地と一体化して転用するという
ことでいいでしょうか。

事務局

事務局から説明いたします。

お尋ねの件ですが、お見込みのとおり、元々子供を対象とした写真館があり、そこは解体され更地になっています。話ではここにラーメン店が出店予定で、従業員と来客用の駐車場の確保が必要とのことで、奥にある申請地を新たに転用して駐車場用地を設ける計画で、手前の宅地等と4条許可を受け駐車場として転用している箇所をさらに広げる申請となっています。

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第42号および第43号を除く、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第40号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第42号および議案第43号を除く、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事業計画変更に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案26ページをお開きください。合わせて、参考位置図36ページ以降を御覧ください。申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

事業計画変更第45号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

この事業計画変更については、一体利用地である隣接地に整備する計画であった事務所を土地の所有者の意向を受け配置を見直すため、目的等を変更するとともに事業期間の変更を行うものです。

事業計画変更第46号、阿東徳佐下、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

この事業計画変更については、新型コロナウイルス流行の影響により工事の開始が遅れ、それに伴い当初予定していた資材の変更が必要となり、事業期間及び太陽光発電設備の配置とパネル設置面積を変更するものです。

事業計画変更第47号、阿東徳佐下、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

この事業計画変更については、新型コロナウイルス流行の影響により工事の開始が遅れ、それに伴い当初予定していた資材の変更が必要となり、事業期間及び太陽光発電設備の配置とパネル設置面積を変更するものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者

の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、北部及び阿東地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

D 委員

事業計画変更第46号、第47号ですが、株式会社●●●●と株式会社●●●●とありますが、同一の会社ですか、それとも別々ですか。方やアルファベット、方や漢字となっていますが。

事務局

法人登記は別々の会社になっています。

会長

以上で、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。事業計画の変更を「承認」することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案については、「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願ひします。

事務局

議案29ページをお開きください。

議案第48号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、合計51筆 90,731㎡です。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。

議案第49号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、合計9筆 24,971㎡です。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしくお願いたします。

会長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について、「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、農用地利用集積等促進計画の策定要請に対する審議を行います。
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案31ページをお開きください。合わせて参考位置図38ページを御覧ください。
議案第50号、徳地島地、農用地利用集積等促進計画の策定要請について説明いたします。

農地中間管理機構が農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる「農地売買等事業」を行う場合、山口県農地中間管理機構の事業の特例に関する規定第7条第2項において農地売買等事業は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の農用地等利用集積等促進計画に基づくものとし、同法第18条第11項の農業委員会の要請を

基本とすることとなっております。

この度徳地島地地区の圃場整備予定地の農地売買において公社売買事業を利用したいとの申し出がありましたことから農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき公社に対し農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請するものです。

申請人等詳細については議案のとおりです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

E 委員

通常の3条で行う所有権移転と比べ、公社を入れた場合のメリット、デメリットってなにかあるのでしょうか。

事務局

基本的には基盤法の売買と一緒にのですが、登記を公社が行う点と不動産取得税とか譲渡所得税とかの控除があるところがメリットであり、3条とは異なる点です。

E 委員

それでは基盤法で行うのと一緒にということですか。

事務局

そうですね。

今年度は従来通りですが、基盤法の改正に伴い、来年度以降は今までの形式での売買ができなくなり、公社を間に入れないとこういった売買できなくなります。

B 委員

AさんとBさんがいたとして、Aさんは高く売りたい、Bさんは安く買いたいと思いますが、今回の件で、公社が入った会議が開催され、売買価格などはスムーズに早く話がまとまった事例となっています。

事務局

少し補足説明いたしますと、メリットは先ほど事務局より説明したとおり、登記とか価格の設定とかで手間がかからない点がありますが、ひとつ注意していただきたいのが、誰でもこの制度が使えるわけではなくて、認定農業者であるとか法人とか、そういった方しかこの事業を使えない状況にあります。普通の個人の農家さんの売買では制度上できないことになっていますので注意が必要となります。

会長

以上で、農用地利用集積等促進計画の策定要請に係る議案審議を終わります。只今審議しました農用地利用集積等促進計画の策定要請について、「素案のとおり策定を要請」することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積等促進計画の策定要請については、素案のとおり策定を要請することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案33ページをお開きください。合わせて、参考位置図39ページ以降を御覧ください。

議案第51号から議案第57号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、川東地区3件、川西地区1件、阿東地区2件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第51号から議案第55号および議案第57号については、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第56号については、荒廃で面積が500㎡以上のため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。

現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

会長

挙手多数と認め、現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。10月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたら願います。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

F 委員

10月1日に山口県農業委員会女性協議会の中部ブロック研修会に参加しましたので報告させていただきます。

山口県農業委員会女性協議会は県内の女性の農業委員と最適化推進委員で構成しており、その研修会ですが中部ブロックということで山口市、萩市、防府市、周南市、阿武町の委員が参加し、その他、阿武町からは池田会長とその他事務局の方を含め、全員で28名の参加がありました。

当日ですが、来年阿武町で農業委員の改選があるということで、女性登用についての要請書を池田会長に手渡され、研修会が開始されました。研修会の内容といたしましたは、女性委員の登用の現状と課題、今後の活動報告についてということと、女性農業委員、最適化推進委員の登用についての取り組みなどで意見交換がされました。

女性委員の登用につきましては、令和6年8月1日付けで山口県は19.8パーセント、全国で見ると栃木県、宮城県に次いで登用数は3位と高い状況でございます。また、全ての市町農業委員会に女性委員が登用されています。山口市では19名中3名ということで登用率は15.8パーセント、県内の18市町中で光市、美祢市、周防大島町に次いで4番目に低い状況でございます。国の方で第五次男女共同参画基本計画が令和2年12月25日付けで閣議決定されていますが、2020年目標といたしまして女性農業委員が登用されていない農業委員会がゼロというのがあります。山口県はそれを達成している状況で、農業委員の女性が占める割合を30パーセントとしていますが、山口県全体でみるとそろそろ達成するかなという状況にあります。

意見交換の中で様々な意見がございましたが、最適化推進委員さんの任命等について経歴

等で男性の方の方が有利で、意欲はあるが実績が拾いにくい女性は登用されにくいというのが残念という意見がありました。その他、営農型太陽光発電の設置の許可の状況や、設置を制限する条例の制定はできないのかという意見も出ましたが、条例はできないので地域計画を策定する中で、誰が10年後も農地を耕作していくのか、守っていくのか考えてほしいという意見もありました。地域計画の策定時の農業委員の参画の状況等について、実際に参画している委員からの質問も出ました。

こういう研修会は、年1回開催されていますが、来年度は山口市が研修会の引き受けとなっています。いろいろ会場のこととか、内容のこととかで委員の皆さまへご協力をいただくこともあろうかと思しますので、女性委員全員からのお願いですが、よろしく願いいたします。

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和6年度第8回山口市農業委員会総会議事録である。

令和6年10月18日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 片山 潤之

署名委員 賀屋 忠之

記 録 者 浅原 紀彦